

国立研究開発法人物質・材料研究機構

研究成果物等取扱規程

平成15年5月8日

15規程第15号

改正：平成16年 7月29日 16規程第24号

改正：平成16年11月 9日 16規程第45号

改正：平成18年 3月28日 18規程第31号

改正：平成20年 3月25日 20規程第27号

改正：平成22年 4月27日 22規程第31号

改正：平成23年 4月27日 23規程第30号

改正：平成25年 2月18日 25規程第 5号

改正：平成27年 3月24日 27規程第53号

改正：平成28年 3月29日 28規程第16号

改正：平成31年 3月12日 2019規程第16号

改正：令和 5年 2月28日 2023規程第41号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における研究成果物等の取扱い等に関する必要な事項を定め、もって研究成果物等の適正な取扱い及び管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構における研究成果物等の取扱い等については、国立研究開発法人物質・材料研究機構職務発明等規程（平成13年6月14日 13規程第36号）、国立研究開発法人物質・材料研究機構知的財産権取扱規程（平成13年6月14日 13規程第37号）等の他の諸規程等に基づく特別の定めがある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において「研究成果物等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 論文、報告等としてまとめられるもの
- (2) 研究によって又は研究を行う過程で得られたデータ、試薬、試料、生物資源（実験動植物及びそれに由来するもの、細胞、微生物等）、試作品、実験装置及びソフトウェア並びにそれらに関する情報を記録した紙及び電子記録媒体
- (3) 調査等により得られた技術情報、資料等

(4) ラボノート

- 2 この規程において「職員等」とは、役員、定年制職員、キャリア形成職員、任期制職員等機構において業務に従事する全ての者をいう。

(研究成果物等の取扱い)

第4条 研究成果物等は、特段の登録等を必要とせず、発生した段階で研究成果物等として取り扱う。

(研究成果物等の帰属)

第5条 職員等が機構において職務上得た研究成果物等は、他に特段の定めのない限り、機構に帰属する。

- 2 職員等が機構以外の機関（以下「外部機関」という。）において得た研究成果物等は、その外部機関において特段の定めがない限り、その外部機関に帰属するものとする。ただし、職員等は第8条に掲げる事項に配慮しなければならない。

(秘密の保持等)

第6条 職員等は、研究成果物等について、既に公表されたもの及び第10条及び第11条において公表又は提供することを認められたものを除き、他にこれを漏洩又は提供してはならない。

- 2 職員等は、特段の取決がない限り、職務上知り得た、又は取得した外部機関の研究成果物等を如何なる者に対しても漏洩又は提供してはならない。また、それを助け、又は見過ごしてはならない。
- 3 機構は、必要に応じて、研究成果物等の取扱い等に関する承諾書の提出を職員等から求めることができる。

(秘密保持義務の期間)

第7条 職員等は、特段の取決がない限り、その身分を失った以降、職員等であった期間中に得た研究成果物等を他に漏洩又は持ち出してはならない。

(外部機関における研究成果物等の取扱い)

第8条 職員等は、外部機関の研究成果物等について知り又は取得する機会を得た場合には、その外部機関の定めるところにより、その研究成果物等の取扱いに関し適切に対応しなければならない。ただし、その対応が機構の諸規程等に抵触する恐れがある場合には、その対応についてあらかじめ機構の判断を求めなくてはならない。

- 2 職員等は、外部機関において自らが主体となって行った調査、研究等により得た研究成果物等については、その外部機関の規則等により許容される範囲内で、その権利等の確保のために適切な要求をしなくてはならない。

(研究成果物等の管理)

第9条 職員等は、研究成果物等を容易に他人に知られ、又は持ち出されないように適切かつ厳重に管理しなければならない。

- 2 研究グループリーダー等（研究グループに属さない組織にあつては室長等。以下同じ。）

は、担当する研究グループ等の研究成果物等の管理及びその一定期間の保存に対して責任を負うものとする。

- 3 研究グループリーダー等は、特定の職員等により機構の研究成果物等が察知され、又は取得されることが法令及び機構の諸規程等に抵触する恐れがあると判断した場合には、適切な方法により、その職員等に対して問題となる研究成果物等の取扱い等について制限を加えなければならない。

(研究成果物等の公表)

第10条 職員等は、研究成果物等を公表しようとする場合には、関係者（グループリーダー等を含む。以下同じ。）の合意を得た上で、行わなければならない。

(研究成果物等の提供)

第11条 職員等は、研究成果物等を他に提供しようとする場合には、次の各号の事項を行わなければならない。ただし、その研究成果物等が既に公開されたものであって、かつ、問題の生じないことが明らかな場合には、この限りではない。

- (1) その研究成果物等の提供について関係者の合意を得ること。
- (2) その研究成果物等の提供が機構の諸規程等に抵触しないことを確認すること。
- (3) 相手方と文書を取り交わす場合には、外部連携部門企業連携室（以下「企業連携室」という。）に確認を求めること。

- 2 前項第3号において相手方と取り交わす文書については、企業連携室がその事務を行うものとする。

(研究成果物等の受入)

第12条 職員等は、外部機関から研究成果物等の提供を受けようとする場合には、次の各号の事項を行わなければならない。ただし、その研究成果物等が既に公開されたものであって、かつ、問題の生じないことが明らかな場合には、この限りではない。

- (1) その研究成果物等の提供を受けることについて関係者の合意を得ること。
- (2) その研究成果物等の提供を受けることが機構の諸規程等に抵触しないことを確認すること。
- (3) 研究センター長等と協議し、必要がある場合には、提供を受ける研究成果物等の取扱い等について確認する文書を相手方と取り交わすこと。この場合、必要に応じて取り交わす文書の内容等について企業連携室の確認を求めること。

- 2 前項第3号において相手方と取り交わす文書の機構における署名者は研究センター長等とする。

(その他)

第13条 研究センター長等は、第11条及び前条において外部機関との間で研究成果物等の取扱い等について確認する文書を取り交わした場合は、速やかにその写しを企業連携室に送付するものとする。

附 則

この規程は、平成15年5月8日から施行する。

附 則（平成16年7月29日 16規程第24号）

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成16年11月9日 16規程第45号）

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日 18規程第31号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日 20規程第27号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月27日 22規程第31号）

この規程は、平成22年4月27日から施行する。

附 則（平成23年4月27日 23規程第30号）

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年2月18日 25規程第5号）

この規程は、平成25年2月18日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第53号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 28規程第16号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月12日 2019規程第16号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第41号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。